

みなトク PAY 紙商品券利用規約

第1条（規約の趣旨）

港区商店街振興組合連合会（以下「区振連」といいます。）が発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項第 1 号）である「みなトク PAY 商品券」のうち紙媒体で発行されるもの（以下「商品券」といいます。）の所有者（以下「利用者」といいます。）は、この規約により商品券をご利用いただくこととします。

第2条（発行者）

商品券は、区振連を発行者とし、その事務局を港区内に置きます。

第3条（販売元）

商品券は、区振連及び港区商店街連合会（以下「区商連」という。）を販売元とし、販売を行います。

第4条（種類及び形式）

商品券の種類は、「みなトク PAY 紙商品券」共通券並びに「みなトク PAY プレミアム紙商品券」共通券及び限定券とし、額面は500円の単券形式とします。

2 前項の規定にかかわらず、商品券の種類及び形式を変更する場合があります。

第5条（販売所と販売手数料）

- 1 商品券は、区振連が直接又は区商連が販売所を通じて販売いたします。
- 2 前項の販売所は、区振連及び区商連が指定した場所に設置します。
- 3 販売所での販売には手数料がかかる場合があります。
- 4 前項の手数料については、区商連の理事会で決定いたします。

第6条（みなトク PAY プレミアム紙商品券の購入方法）

みなトク PAY プレミアム紙商品券は、同商品券を購入する時点で港区に在住している方であって、事前に告知する応募期間中にはがきまたは特設のウェブサイトから応募する方法で申し込みを行い、抽選の結果、当選した方に限り購入することができます。

- 2 前項の当選者は、事前に告知する購入期間中に、港区内の郵便局または区商連が指定する窓口にて、現金を支払う方法でみなトク PAY プレミアム紙商品券を購入することができます。購入期間経過後は、当選者であっても購入することはできません。
- 3 利用者1名あたりはがきまたは特設のウェブサイトから応募できる回数は1回とし、複数の応募をして抽選に申し込むことを禁止します。利用者がこれに違反した場合には、区振連は、第1項の申込を全て無効とし、商品券発行後に違反したこ

とを知ったときは、発行した商品券を全て無効とします。発行した商品券を全て無効とした場合であっても、代金の返還はいたしません。

第7条（利用可能店舗）

利用者は、商品券の加盟店でその取扱商品・サービスとの引換に利用できます。店頭・店内に加盟店マークの表示がある店舗、あるいは売場で利用できますのでご確認ください。

- 2 加盟店であっても、店舗又は売場によっては、取扱商品が異なる、あるいは一部除外商品があることがあります。詳細は、加盟店にお尋ねください。また、加盟店の内チェーン店・グループ店等の一部では、都合により利用できないことがあります。
- 3 加盟店は新規の加盟又は退店等により増減、変更することがあります。特定の加盟店が商品券の有効期限内において継続して加盟店として商品券を取り扱うこと及び加盟店における特定の商品又はサービスについて商品券の有効期限内において継続して商品券の利用対象となることを保証しません。

第8条（有効期限）

商品券には、その表面に有効期限が定められておりますので必ずご確認ください。有効期限を過ぎると利用できません。

第9条（利用方法）

利用者は、商品券によりその額面と等額の商品又はサービスと引換えることができます。商品券の額面以上の商品あるいはサービスと引換えるときには現金と併用し利用して下さい。

- 2 商品券は、額面未満の商品あるいはサービスと引換えるときには、お釣りをお出しすることができません。
- 3 商品券は、現金と引換えることができません。また、資金決済法第20条その他法令に定める場合を除き商品券の払戻しはできません。
- 4 商品あるいはサービスと引換えた後の商品券は、利用者にお返しすることはできません。
- 5 商品券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませので、保管には十分注意して下さい。

第10条（利用範囲）

商品券は、次に掲げるものについては利用対象にならず、引換は禁止となりますのでご注意ください。

- (1) 資産形成につながるもの

- (2) 換金性の高いもの（ギフト券、ビール券、お米券、図書券、旅行券、共通入浴券、文具券、店舗が独自発行する各種商品券、有価証券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等）
 - (3) 他の電子マネー等へのチャージ
 - (4) 性風俗関連特殊営業に係るもの
 - (5) 税金、保険料等の国、地方公共団体等への支払い
 - (6) 電気、ガス、水道料金等の公共料金の支払い
 - (7) その他販売、提供等が法令等に違反するもの
 - (8) その他区振連が特に指定するもの
- 2 前項のほか、みなトク PAY プレミアム紙商品券に限り、たばこは利用対象にならず、引換は禁止となりますのでご注意ください。
- 3 利用者は、購入した商品券の転売をすることは禁止であり、みなトク PAY プレミアム紙商品券に限り他人への譲渡も禁止となります。
- 4 区振連は、前項の違反の疑いがある場合、利用者に対して商品券の提出を求めることができ、利用者がこれに応じない場合、または疑いが強いと判断した場合には、当該商品券を無効とします。

第 11 条（利用できない場合）

次の場合は、商品券を利用することができません。これによる不利益については、区振連は一切の責任を負いません。

- (1) 商品券に記載された有効期限が経過しているとき
- (2) 商品券が偽造又は変造されたものであるとき
- (3) 商品券の裏面引換店欄に既に店舗のスタンプ又は押印があるとき
- (4) 商品券の加盟店用切り取り部分が切り取られているとき
- (5) 違法に取得したとき又は違法に取得されたことを知りながら取得したとき
- (6) 商品券の 3 分の 1 以上が滅失し、裏面引換店欄又は加盟店用切り取り部分が判読できないとき
- (7) 汚損等により裏面引換店欄が判読できないとき

第 12 条（反社会的勢力の排除）

利用者は、自身が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、また反社会的勢力との関係を有していないことを表明保証します。利用者が反社会的勢力に該当することが判明した場合、区振連は何らの通知催告を要せず商品券を無効とし、既に発行された商品券についても一切の返金を行わないものとします。

第 13 条（引換商品等の欠陥について）

利用者が商品券と引換えた商品・サービスについて、万一、返品、欠陥、不良品その他の問題が生じたとき、利用者は利用した加盟店との間で解決していただくものとします。

第 14 条（仕様の変更）

商品券の仕様は、予告なしに変更になる場合がありますのでご了承下さい。

第 15 条（問い合わせ窓口）

利用者からの問い合わせ窓口は、別に定める資金決済法に基づく情報提供記載の問い合わせ先のとおりです。

第 16 条（本規約の変更）

この規約は、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号）をはじめとする法令、当業界の自主規制の変更、区振連の商品券に関する事業の運営の都合又はその他の事情により、その変更が利用者の一般的な利益に適合する限度で、又はこれを変更することが必要かつ相当な範囲内で変更することがあります。その場合、区振連は、変更の効力発生日の 1 ヶ月（周知期間）前までに、この規約を変更する旨、変更後の規約の内容及び効力発生日を区商連のインターネットホームページに掲示します。周知期間経過後は、変更後の規約を適用します。

付則

本規約の改定並びに本規約に定める以外の問題が発生した場合は、理事会の議を経て解決する。

本規約は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

付則

本規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則

本規約は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

付則

本規約は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付則

本規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。